

送改令 6 第 1 号
小橋川水管橋耐震補強工事

特 記 仕 様 書

令和 6 年度

印旛郡市広域市町村圏事務組合

目 次

第1章	総則	1
1-1	適用範囲	1
1-2	仕様の優先順序	1
1-3	施工範囲	1
1-4	一般事項	1
1-5	CORINSの登録	3
1-6	工事用地等使用	4
1-7	工事の下請負	4
1-8	施工体制台帳	4
1-9	建設副産物	5
第2章	工事内容	6
2-1	工事内容	6
2-2	小橋川水管橋耐震補強工	6
2-3	落橋防止装置設置工	8
2-4	付属施設工	9
2-5	仮設工（任意仮設）	9
2-6	空気弁・補修弁更新工	9
2-7	後片づけ	9
2-8	品質管理	10
2-9	その他	10
第3章	安全対策	11
3-1	公衆災害	11
3-2	安全・訓練等の実施	11
3-3	安全・訓練等に関する施工計画書の作成	11
3-4	安全・訓練等の実施状況報告	11
	建設副産物特記仕様書	12
	施工条件の明示	14

第1章 総 則

1-1 適用範囲

本特記仕様書は、下記工事（以下「本工事」という。）の施工に適用する。

1. 工事番号 送改令6第1号
2. 工事名 小橋川水管橋耐震補強工事
3. 工事場所 成田市山口 1565-3 番地先
4. 工事期限 契約日の翌日から令和7年3月14日限り

1-2 仕様の優先順序

仕様の優先順序は、以下によるものとする。

1. 設計図書
2. 印旛郡市広域市町村圏事務組合水道工事標準仕様書
3. 土木工事共通仕様書・施工管理基準（千葉県県土整備部技術管理課監修）
4. 道路橋示方書（社団法人日本道路協会）
5. 建築工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
6. 建築工事監理指針（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修）
7. 千葉県土木工事施工管理基準
8. 各種標準仕様書
9. その他公的な仕様書（監督職員の指示による）

なお、本仕様書、設計図書等に記載のない事項については当組合監督職員の指示によるものとする。

1-3 施工範囲

本工事の施工範囲は、第2章に規定するものとするが、小橋川水管橋について耐震補強工事に伴う脚柱等補強工、落橋防止装置設置、仮設工の一切を含むものとする。

1-4 一般事項

1. 受注者は、設計図書（図面・仕様書「特記仕様書含む」）に基づき施工するものとするが、仕様書に明記されていない事項があっても本工事目的を達成するにあたり、当然必要と思われる工事等は、当組合の承諾を得て施工しなければならない。なお、工事に伴い当組合工作物等に損傷を与えた場合は、当組合監督職員（以下「監督職員」という。）に連絡の上、受注者の負担により速やかに復旧すること。
2. 受注者は、本工事に係わる諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに諸法令の適用運用は受注者の責任において行わなければならない。
また、工事施工に必要な届出等は受注者がこれを代行し、製品等に関し特許等に抵触するものがあるときは、全て受注者の責任に於いて処理すること。
3. 設計図書に疑義が生じた場合は、監督職員との協議により決定する。
4. 受注者は、監督職員と十分打合せの上、当施設運用への影響を最小限にとどめるよう施工すること。

5. 受注者は、工事期間中の現場内に仮設事務所を設置する場合、また、機器・材料・工具等を仮置きする場合は、整理整頓、機器等養生等現場内の管理は受注者の責任とする。
6. 契約不適合責任期間については、建設工事請負契約書に規定する期間及び当組合の規程による。また、本工事に起因する故障もしくは欠陥については契約書の規定にかかわらず、受注者の責任において、速やかに原因の調査を行い、交換または修理しなければならない。
7. 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了までに所定の様式により提出することができる。
8. 提出書類
受注者は、以下の提出書類について、指定された期日までに提出し、監督職員の承諾を得ること。
なお、様式については当組合が指示するものとする。

契約前			
1	本工事は、特定建設資材を扱う建設リサイクル法の対象工事であるため、契約に先立ち「法第12条第1項に基づく書面」を交付し事前説明を行うとともに、契約書に添付する法第13条に基づく書面についても事前に提出し、確認を受けること。		
契約後			
2	工事着手届	契約後7日以内	2部
3	主任技術者等選任通知書	契約後7日以内	2部
	(経歴書、資格証の写しまたは、実務経歴証明書及び当該企業との直接かつ恒常的な雇用関係であることを証する書面の写しを添付すること。)		
4	工程表	契約後14日以内	2部
5	建設業退職金共済制度掛金収納書	契約後30日以内	1部
6	コリンズ受注時手続き (受注後土日祝日等を除き10日以内)		1部
7	工事保険、火災保険等の契約書の写し	契約後30日以内	1部
	(保険加入期間は原則として工事着工の時とし、その終期は工事完成期日後14日として契約すること。)		
8	施工計画書	契約後30日以内(原則)	2部
9	建設副産物処理承認申請書	契約後30日以内(原則)	1部
10	再生資源利用計画書・再生資源利用促進計画書(COBRIS)により作成)	施工計画書に添付	1部
11	下請業者選定通知書	契約後30日以内(原則)	1部
12	施工体制台帳・施工体系図	契約後30日以内(原則)	1部
13	配管技能者経歴書	現場着手前	1部
	(経歴書を写真とともに提出)		
14	労災保険加入済証の写し	現場着手前	1部
工事着手後			
15	工事打合簿	必要のつど	2部
16	作業員名簿	必要のつど	2部
17	腸内細菌検査(検便)結果の写し	必要のつど	2部

18	材料承諾願	必要のつど	2部
19	材料確認願	必要のつど	2部
20	月間・週間工程表	必要のつど	2部
21	工事日報	必要のつど	1部
22	確認・立会願	必要のつど	2部
23	工事履行報告書	必要のつど	2部
24	安全訓練等実施状況報告書	必要のつど	1部
工事完成時			
25	工事完成通知書		2部
26	コリンズ完成時手続き（受注後土日祝日等を除き10日以内）		1部
27	工事目的物引渡申出書		2部
28	請求書		1部
29	建設副産物処理調書（受入伝票、写真、マニフェスト等写し添付）		1部
30	建設リサイクル法第18条に基づく「再生資源等報告書」		1部
31	再生資源利用実施書・再生資源利用促進実施書 建設副産物情報交換システム工事登録証明書		1部
32	建設業退職金共済証紙受払簿		1部
33	工事完成報告書（A4版） （工場製作品については、工場内試験成績表添付。）		1部
34	工事記録写真帳（A4版）		2部
35	工事完成図書等電子ファイルCD-R（閲覧ソフト含む。）		1枚
36	工事完成図書（A4版 黒表紙金文字入り） （完成図面A1折込、その他書類はA4サイズとする。）		2部
その他			
37	必要に応じて監督職員が指示したもの		

なお、完成図書の納品については、国土交通省の「工事完成図書の電子納品要領CAD製図基準」等を準用すること。

1-5 CORINS登録

受注者は、受注時または変更時において工事請負代金額が500万円以上の工事について、工事实績情報システム（CORINS）に基づき、受注・変更・完成・訂正時に工事实績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し、監督職員の確認を受けたうえ、受注時は契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時は工事完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。

登録対象は、工事請負代金額500万円以上（単価契約の場合は契約総額）の全ての工事とし、受注・変更・完成・訂正時にそれぞれ登録するものとする。

また、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督職員に提示しなければならない。なお、変更時と工事完成時の間が10日間に満たない場合は、変更時の登録申請を省略できる。

また、本工事の完成後において訂正または削除する場合においても同様に、コリンズから発注者にメール送信し、速やかに発注者の確認を受けた上で、登録

機関に登録申請しなければならない。

1-6 工事用地等使用

1. 受注者は、発注者から使用承認あるいは提供を受けた工事用地等は、善良なる管理者の注意をもって維持管理するものとする。
2. 工事の施工上受注者が必要とする用地については、自ら準備し確保するものとする。この場合において、工事の施工上受注者が必要とする用地とは、営繕用地（受注者の現場事務所、宿舎、駐車場）及び型枠または鉄筋作業場等専ら受注者が使用する用地並びに発注者の負担により借地する範囲以外の構造物掘削等に伴う借地等をいう。
3. 受注者は、工事の施工上必要とする土地等を第三者から借用したときは、その土地等の所有者との間の契約を遵守し、その土地等の使用による苦情または紛争が生じないように努めなければならない。
また、監督職員に契約書（借地）の写しを提出すること。
4. 受注者は、農地を借用し工事用地とする場合、農地法第5条の規定に基づき、農地転用の手続きを行わなければならない。
農地転用の申請書は成田市農業委員会に提出し、許可を受けること。
5. 受注者は、第1項に規定した工事用地等の使用終了後、直ちに原形復旧の上、発注者に返還しなければならない。同様に第三者から借用した土地等も契約に基づき返還し承諾書若しくは同意書等の書面を徴し、監督職員に写しを提出すること。
6. 受注者は、工事現場のイメージアップを図るため、現場事務所、休憩所または作業環境の改善を行い、快適な職場を形成するとともに、地域との積極的なコミュニケーション及び現場周辺的美装化に努めるものとする。

1-7 工事の下請負

受注者は、下請負に付する場合には、次の各号に掲げる要件を全て満たさなければならない。

- (1) 受注者が工事施工につき総合的に企画、指導及び調整するものであること。
- (2) 下請負者が千葉県建設工事等入札参加業者資格者名簿に登載された者である場合には、指名停止期間中でないこと。
- (3) 下請負者は、当該下請負工事の施工能力を有すること。

1-8 施工体制台帳

- (1) 受注者は、その一部を下請負に付したときは、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工事適正化指導要綱に従って記載した施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。
- (2) 第1項の受注者は、印旛郡市広域市町村圏事務組合水道用水供給事業建設工

事適正化指導要綱に基づき、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、その写しを監督職員に提出しなければならない。

- (3) 第1項の受注者は、施工体制台帳及び施工体系図に変更が生じた場合は、その都度すみやかに監督職員に提出しなければならない。

1-9 建設副産物

- (1) 受注者は、建設発生土及び建設廃棄物（コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥、建設混合廃棄物等）などの建設副産物の取り扱いにあたっては、「千葉県建設リサイクル推進計画2016」、「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」、「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」「建設発生土管理基準」に基づき、建設副産物の適正な処理及び再生資材の利用を図らなければならない。
- (2) 受注者は、「資源の有効な利用の促進に関する法律」、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」、「建設副産物適正処理推進要綱」等を遵守しなければならない。

第2章 工 事

2-1 工事内容

本工事は、送水施設耐震化事業の一部であり、次のとおり水管橋補強工事等を行うものである。

- | | |
|--------------------|-----|
| 1. 小橋川水管橋耐震補強工 | 1 式 |
| 2. 小橋川水管橋落橋防止装置設置工 | 1 式 |
| 3. 土工・舗装工 | 1 式 |
| 4. 付属施設工 | 1 式 |
| 5. 仮設工 | 1 式 |
| 6. 空気弁・補修弁更新工 | 1 式 |

2-2 小橋川水管橋耐震補強工

2-2-1 施工概要

1. 本工事は、小橋川水管橋の底版及び脚柱等に鉄筋コンクリートを巻立て一体化を計ることにより、耐震性を向上させるために行う工事である。

2-2-2 基本要件品質

1. 工事に用いる材料は、設計図面等のものであること。

2-2-3 施工一般

1. 本工事を施工する際には、事前に十分調査し、施設運用に支障を与えないように、施工順序及び施工方法を十分検討すること。
特に、土木工事安全施工技術指針等を遵守すること。
2. 現場作業において、降雨、多湿等により結露のおそれがある場合は、全ての作業を中止する。
3. 寒冷期に施工する場合は、適切な防寒、保湿設備等をし、凍害のないようにする。
4. 近接する他の部材や構造物を汚損しないように、ビニル張り、板囲い、シート掛け等の適切な養生を行う。
5. 施工の各段階において、騒音、振動、大気汚染、水質汚濁等の影響が生じないように、周辺環境の保全に努める。

2-2-4 脚柱等補強工

1. 準備工
 - (1) 現場踏査を行い、周辺整備（進入路等）の計画を作成する。
 - (2) 鉄筋探査機等を用いて既設構造物（底版、脚柱等）の配筋調査を行う。
2. 仮設土工
 - (1) 重機等の搬入が道路法面を利用するため、高低差等を勘案して進入路を構築すること。
 - (2) 掘削

規模、深さ、掘削位置と埋設管との相対位置をよく把握し、前項と同様に調査を行い、掘削工事を行うものとする。掘削等により開口している場合には、必要に応じて防護柵等を設置して転落防止措置を講ずること。

また、排水設備等を考慮すること。

3. 底版・脚柱補強

(1) 下地処理工（底版・脚柱）

下地処理は、チップングを標準とする。

また、作業にあたり労働安全衛生法、建築基準法、その他関係法令を遵守すること。

(2) アンカー工（底版・脚柱）

配筋調査確認後（特に送水管を注意する。）、底版上面及び脚柱を設計図面の深さまで削孔し、樹脂系接着剤によりアンカー筋の固着が所定の強度を発現するまで養生を行った後、鉄筋の組立を行うこと。

(3) 鉄筋加工組立（底版・脚柱）

施工前に、配筋図、配筋組立図等により組立可能か照査すること。鉄筋の材質を害さない方法で図面に示された形状及び寸法に加工すること。

図面に定めた位置に鉄筋を配置し、コンクリート打設中に動かないように十分堅固に組立てること。

(4) 型枠工（底版・脚柱）

施工にあたり、コンクリート部材の位置、計上及び寸法が確保され工事目的物の品質・性能が確保出来る性能を有するコンクリートが得られるよう施工しなければならない。

また、取外しの時期及び順序計画については、施工計画書に記載すること。

(5) コンクリート工（底版・脚柱）

工事に使用するセメントは、設計図書に基づき高炉セメントとする。

施工にあたり、土木学会 コンクリート標準仕方書（施工編）のコンクリートの品質の規定によらなければならない。

(6) 埋戻工（底版）

型枠取外後、底版上部まで埋戻工を行う。

(7) 打継目（底版上面、橋脚中間部）

打継目の位置等は、図面の定めによる。

硬化したコンクリートに、新コンクリートを打継ぐ場合は、硬化したコンクリートの表面のレイタンス等の品質の悪いコンクリート、雑物などを取り除き吸水させること。

(8) その他

フェンス撤去据付工、舗装取壊復旧工の施工にあたり設計図書の定めとおりに実施すること。

また、工事着手後直ちに測量を実施し、用地幅杭、測量標（仮BM）等を設置し用地境界等を確認しなければならない。

2-3 落橋防止装置設置工

1. 準備工

- (1) 現場踏査を行い、周辺整備（進入路等）計画を作成する。
- (2) 鉄筋探査機等を用いて既設構造物の配筋調査を行う。

2. 製作工

- (1) 落橋防止装置に使用する材料は、設計図書によるものとする。

3. 既設鉄筋コンクリート構造物の削孔

- (1) 削孔に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、工事的物を施工しようとする既設鉄筋コンクリート構造物について、形状や鉄筋の位置、添架物等の状況を把握し、設計図書の照査を行うものとする。
- (2) 既設鉄筋コンクリート構造物の鉄筋位置が設計図書に明示されていない場合は、工事着手前に鉄筋探査器等による非破壊試験により配筋状況の確認を実施するものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。
なお、実施方法については、事前に監督職員に提出するものとする。
- (3) 前項により既設鉄筋コンクリート構造物の鉄筋の位置を確認後、施工図を作成し監督職員に提出するものとし、削孔位置等に変更が生じる場合は、監督職員と協議するものとする。
- (4) 受注者は、削孔にあたっては、既設鉄筋コンクリート構造物の鉄筋に損傷を与えないようにするとともに、コンクリートの品質を低下させないように十分に注意して施工するものとする。
- (5) 削孔時に何らかの理由により施工が困難となった場合には、作業を中止し、当初に削孔した孔の処置方法を含めて監督職員と協議するものとする。

4. 後付アンカーボルトの定着

- (1) 既設鉄筋コンクリート構造物への削孔後の孔内は十分に乾燥させ、削り屑は確実に除去してから、アンカーボルトを定着させなければならない。
- (2) アンカーボルト挿入時に何らかの理由により施工が困難となった場合は、監督職員と協議するものとする。
- (3) アンカーボルトの材料搬入時に設計図書に示す長さ・径・材質について全数を確認するものとする。
- (4) 施工管理
 - 1) 受注者は、出来形管理としてアンカーボルト孔の削孔長を曲がらない定規で全数を確認することとし、その規格値は設計値以上とする。
 - 2) 受注者は、アンカーボルト定着後、所定のアンカーボルト定着長が確保されているか超音波探傷器を用いて全数を確認するものとする。
所定のアンカーボルト定着長の規格値は、設計値-20mm 又は-1D（アンカーボルト径）のいずれか小さい値とする。
 - 3) 試験方法は、「超音波パルス反射法によるアンカーボルト長さ測定要領(案)」(平成15年11月)(以下、測定要領という。)に基づき実施し、その測定は、超音波探傷器に精通した第三者機関の測定技術者が全数を行うものとし、測定結果をその都度記録(プリント出力機能がある

探傷器を使用した場合は、プリント出力)するものとする。これによりがたい場合は、監督職員と協議するものとする。

5. 工場塗装及び現場塗装

「鋼道路橋塗装便覧(H26.3)」によるものとする。

2-4 付属施設工

1. ラダー撤去・設置工

- (1) 鉄筋探査機等を用いて既設構造物の配筋調査を行う。
- (2) 既設足場金具を撤去する。
- (3) 橋台梯子に使用する材料は、設計図書によるものとする。
- (4) 既設構造物の配筋調査を参考にし、図面の不備や製作上に支障がないかどうか確認しなければならない。
- (5) 設計図書に基づき橋台に梯子を設置しなければならない。

2. 電気防食工

- (1) 作業前に管対地電位及び陽極発生電流の測定を行う。
- (2) 陽極幹線ケーブルを切断しないよう慎重に掘削し、露出したマグネシウム合金陽極ケーブルを離線する。
- (3) 電防ボックスは養生して仮移動する。
- (4) 掘削に伴い露出したマグネシウム合金陽極は全て更新する。
- (5) 作業後に管対地電位及び陽極発生電流の測定し、異常の有無を確認した後、報告書を作成する。

2-5 仮設工（任意仮設）

本工事に関する仮設にあたっては、現地の状況を十分把握し、安全性、経済性、細部構造等については受注者において十分検討を行い、仮設計画書を作成したうえ、受注者の責任において決定し実施するものとする。

- (1) 足場、仮囲い、防護シート等は、労働安全衛生法、建築基準法、建設工事公衆災害防止対策要綱（建築工事編）その他関係法令に従い、適切な材料及び構造のものとし、適切な保守管理（特に人の出入口等）を行う。
また、仮設工の施工は、撤去後、補修が少ない位置とし仮設材を撤去したのち、原状に復する。

2-6 空気弁・補修弁更新工

本工事で施工する空気弁・補修弁の更新は、大成機工(株)又はコスモ工機(株)の不断水補修弁取替工法により実施するものとする。

2-7 後片づけ

1. 工事完成までに工事用仮設物を取り除き、撤去跡及び付近の清掃等を行う。

2-8 品質管理

使用する材料の品質及び性能を有することの規格証明書を添付のこと
また、使用材料は、JIS及びJASのマーク表示のものを使用し規格、
基準等の規格証明書等を添付すること。

2-9 その他

(1) 作業時間は原則として、月曜日から金曜日9:00~17:00とする。

なお、当日の作業予定を午前8時30分までに、翌日及び次週の作業予定等を午後5時までに監督職員に報告すること。

(2) 本工事を施工する際には、作業上の安全確認を十分に行うこと。

また、本工事区間は、田園地帯のため仮設工等の作業に当たっては、資材等の運搬及び施工管理等を十分に考慮し施工を行い、また、地元関係者との間に紛争が生じないように円滑な施工に努めなければならない。

(3) 本工事を施工する際には、施工場所が水道用水供給施設であることから、衛生管理に十分注意しなければならない。

(4) 施工と直接関係のない場所へは絶対に立ち入らないこと。同様に関係ない機器等には絶対に触れないこと。

(5) 省エネルギー法（エネルギーの使用の合理化に関する法律）及びグリーン購入法（国等による環境物品等の調達に関する法律）に基づく省エネ基準値や調達基準等に適合すること。

再生資源利用促進法（再生資源の利用の促進に関する法律）及び循環型社会基本法等の関連法規に基づき、構成部品や梱包材等に再資源化可能な素材を使用し廃棄物の削減化が図られていること。

第 3 章 安全対策

3-1 公衆災害

1. 受注者は、「建設工事公衆災害防止対策要綱」を遵守し、災害の防止を図らなければならない。

3-2 安全・訓練等の実施

1. 受注者は、本工事着手後、作業員全員の参加により、月当り半日以上の時間を割当て、次の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施しなければならない。
 - (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育
 - (2) 本工事内容の周知徹底
 - (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底
 - (4) 本工事における災害対策訓練
 - (5) 本工事現場で予想される事故対策
 - (6) その他、安全・訓練等として必要な事項

3-3 安全・訓練等に関する施工計画書の作成

1. 受注者は、本工事の内容に応じた安全教育及び安全訓練等の具体的な計画を作成し、施工計画書に記載して、監督職員に提出しなければならない。

3-4 安全・訓練等の実施状況報告

1. 受注者は、安全・訓練等の実施状況について、ビデオ等または工事報告等に記録した資料を整備・保管し、監督職員の請求があった場合は直ちに提示するとともに、検査時に提出しなければならない。

建設副産物特記仕様書

【建設副産物】

1. 共通事項

- 1) 「千葉県建設リサイクル推進計画2016ガイドライン」に基づき、本工事に係る「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」を「建設副産物情報交換システム(COBRIS)」により作成し、施工計画書に含め各1部提出すること。

また、計画の実施状況(実績)については、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を同システムにより作成し、各1部提出するとともに、これらの記録を工事完成後一年間保存しておくこと。

◎作成対象工事

「再生資源利用計画書」及び「再生資源利用促進計画書」は請負金額が、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」並びに「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」は最終請負金額が100万円以上の全ての工事について建設資材の利用、建設副産物の発生・搬出の有無にかかわらず作成する。

- 2) 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を1部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。

建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、1部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料(受入伝票、写真等)を監督職員に提出し確認を受けること。

- 3) 建設廃棄物の処理に当たって、産業廃棄物管理票制度に基づく紙マニフェスト方式による場合は、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

また、電子マニフェスト方式による場合は、原則として廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき指定された情報処理センターが発行する当該工事のマニフェスト情報を収録した電子媒体又は建設廃棄物の引渡し時、運搬終了時及び処分終了時に登録される情報を印刷したもの(受渡確認票等)を提出すること。

2. 建設発生土

- (1) 本工事から発生する建設発生土は、指定(B)自由処分とし、片道運搬距離17km以内に搬出すること。

3. 建設廃棄物

(1) 本工事から発生する建設廃棄物の処理は以下のとおりとする。

- ① コンクリート塊 (59t) は成田市吉倉 124-8 地先、片道運搬距離 (5.9 km) 成田 ACO リサイクルセンターに運搬し、処理するものとする。
- ② 路盤廃材 (17.8 m³) は不陸整正補足材として現場内再利用するものとする。
- ③ 廃プラ (1.0 m³) は成田市十余三字天神峯 214 番 62 他地先、片道運搬距離 (11.7 km) (株)ナリコークリーンセンターに運搬し、処理するものとする。
- ④ 空気弁・補修弁等の金属くず (0.1t) は、成田市芝字向原 1826-23、片道運搬距離 (13 km) 成田メタル(株)に運搬し、有償処理するものとする。

なお、運搬に先立ち、受入れ条件等を確認し、監督職員に報告するものとする。

また、工事発注後、事情により上記の指定処分により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

施工条件の明示

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	1. 施工計画書の承諾により開始するが、概ね水田が農閑期となる令和6年9月下旬頃からの着工を予定している。 2. 工期には材料製作日数を含むものとする。 3. 本工事は、発注者指定方式による週休2日の取得による費用を計上している。
公害対策関係	1. 本工事で使用する建設機械は、低騒音型、低振動型建設機械指定要領に基づき指定されている建設機械を使用すること。 2. 資材、建設機械等の搬入・搬出に際し、騒音、振動、塵芥等の防止に努めるとともに、安全な運搬に必要な措置を講ずること。
用 地 関 係	1. 本工事箇所は、水田と隣接しているため、地権者に工事内容等を十分に説明し、協力を得ること。 やむを得ない場合を除き、基本的には組合水道用地及び隣接する公共用地内で工事を完成させること。 また、地元関係者との間に紛争が生じないように円滑な施工に努めなければならない。
安全対策関係	1. 作業に当たっては、高所作業及び重量物を取扱う作業なので、十分に安全を確認すること。 2. 作業の際には人身の安全確保を重視し施工するものとする。 3. 工事施工中は、交通誘導警備員及び保安施設を適切に配置し、歩行者及び車両通行等に支障を及ぼさないよう十分注意し施工すること。 また、交通誘導警備員には警備員教育を行い、その記録を監督職員に提出すること。
工事用道路関係	1. 愛宿踏切は大型車通行禁止となっているため、資材や重機の搬入について適切に対応すること。 必要に応じて成田保線区や成田警察署と協議すること。 2. 材料輸送等について、過積載による違法運行防止の一層の徹底を図るために必要な対策を講じ、適正かつ円滑に工事を実施すること。
仮 設 備 関 係	1. 仮設足場及びその他作業上必要となる仮設物について、仮設計画書を作成すること。
建設副産物関係	1. 本工事から発生する建設副産物の処分は、処理方法及び処理場所等を施工計画書に記載し、適正に処理する。
そ の 他	1. 衛生管理：本送水施設は、水道用水を構成市町村に供給する施設であるため、作業員等の衛生管理には十分注意しなければならない。 2. 本工事に先立ち、近隣住民に対して、「工事のお知らせ」等により工事内容を周知し工事施工に理解を求めること。

